



平成21年5月21日スタート

動き出す

裁判員制度



選挙権のある国民（有権者）の中から選ばれた6人の裁判員が、地方裁判所で行われる刑事裁判に参加し、3人の裁判官と一緒に被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを決める『裁判員制度』が平成21年5月21日からスタートします。

これに伴い、年内中には各地方裁判所による「裁判員候補者名簿」の作成や、候補者名簿に記載された方に対して「名簿記載通知」が送付されるなど、実施に向けた準備も開始されます。

いよいよ動き出す『裁判員制度』。今回は対象となる事件と裁判員の選任方法を中心にお知らせします。

重大な刑事事件が対象

裁判員制度の対象となる事件は、殺人などの重大な刑事事件で、千葉地方裁判所では、対象となる事

件数を年間280件程度と予想しています。具体的には次のとおりです。

- ①人を殺した場合【殺人】
- ②強盗が人にけがをさせ、あるいは死亡させてしまった場合【強盗致死傷】
- ③人にけがをさせ、死亡させてしまった場合【傷害致死】
- ④泥酔した状態で、自動車運転して人をひき、死亡させてしまった場合【危険運転致死】
- ⑤人の住む家に放火した場合【現住建造物等放火】
- ⑥身の代金を取る目的で、人を誘拐した場合【身の代金目的誘拐】
- ⑦子供に食事を与えず、放置したため死亡してしまった場合【保護責任者遺棄致死】
- ⑧このほか千葉県の特徴として、航空機を利用した覚せい剤の密輸【覚せい剤取締法違反】など

裁判員はこのようなして選ばれます

①裁判員候補者名簿の作成（毎年1回）

毎年、各市町村の選挙管理委員会が最高裁判所から配布された「名簿調製支援プログラム」により作成した名簿に基づき、地方裁判所ごとに翌年の「裁判員候補者名簿」が作成されます。
※今年は、千葉県全体で22,560人（多古町からは64人）の有権者が千葉地方裁判所の候補者名簿に記載される見込みです。
なお、この候補者名簿に記載されなかった方は、その翌年は裁判員に選ばれることはありません。

②候補者名簿に記載された方に通知と調査票が送付

①の候補者名簿に記載された方に対して、千葉地方裁判所から「名簿記載通知」と就職禁止事由や客観的な辞退事由の有無などを確認する「調査票」が送付されます。
※調査票は記入後に返送してください。この結果、明らかに裁判員になることができない方や、1年を通じて辞退事由が認められる方は、千葉地方裁判所に呼ばれることはありません。

③事件ごとに候補者名簿から抽選で裁判員候補者を選出

事件ごとに、①の候補者名簿の中から抽選で「裁判員候補者」が選ばれます。
この「裁判員候補者」は、1事件当たり50人から100人程度となる見込みです。
※この時点で裁判員候補者に選ばれた方が、原則として千葉地方裁判所に呼ばれることになります。

④候補者に選任手続期日のお知らせ（呼出状）と質問票が送付

③により選ばれた候補者に対して、千葉地方裁判所から「選任手続期日のお知らせ（呼出状）」と辞退事由の有無などを確認する「質問票」が送付されます。
※質問票は記入後に返送してください。この結果、辞退事由が認められる場合は、呼び出しが取り消されます。

⑤裁判員の選任手続

①から④を経た候補者は、裁判当日千葉地方裁判所へ行くことになります。
裁判長が候補者と面接し、辞退希望がある場合の理由や、不公平な裁判をする恐れがないかなどについて確認をします。
※候補者のプライバシーを保護するため、この手続は非公開となっています。

⑥6人の裁判員を選任

⑤の手続を経た後、最終的に候補者の中から抽選で6人の裁判員が選ばれます。
通常は午前中に裁判員の選任を行い、午後から審理（公判）が開始されます。
実際の審理日数は、事件の内容により異なりますが、7割程度が3日以内に終了する見込みです。
※昨年の統計に基づく試算では、千葉県において裁判員に選ばれる確率は、有権者2,907人に1人程度となる見込みです。

毎年11月から12月ごろ

原則裁判の6週間前まで

裁判の日

法の日を迎えて ～裁判員制度の円滑なスタートのために～

10月1日は「法の日」です。千葉地方裁判所では、裁判員制度に関する広報行事を下記のとおり行います。
詳細については、千葉地方裁判所ウェブサイトをご覧ください。
http://www.courts.go.jp/chiba/

- 「法の日」週間イベント2008
- 10月1日(水) 18:30～20:30 千葉市民会館3F「特別会議室2」
 - 10月4日(土) 13:30～16:00 千葉市生涯学習センター2F「ホール」
 - 10月18日(土) 13:30～16:00 浦安市民プラザ「多目的中ホール」
- お問い合わせ●千葉地方裁判所総務課 ☎043-222-0165 (内線3424)

●裁判員制度に関するお問い合わせ
千葉地方裁判所総務課
☎043-222-0165 (内線3423)

【裁判員制度ウェブサイト】
http://www.saibanin.courts.go.jp/